

こども家庭センターほうふっ子広場整備事業設計・施工一貫
プロポーザル審査委員会設置要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども家庭センターほうふっ子広場整備事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 こども家庭センターほうふっ子広場整備事業について、プロポーザル方式により設計及び施工者を審査するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実施要領の作成に関すること。
- (2) 提出された提案書の審査に関すること。
- (3) 提案者からの説明への質疑等、審査に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5名で組織する。（別表）

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、防府市福祉部次長とする。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員が会議に出席できない場合は、委任状を提出することによって、委員が所属する部署内の者に限り、代理出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、保健子ども部子ども相談支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、当該事業の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。

(別表)

所 属	人 数
防府市 保育協会	1 人
防府市 幼稚園連盟	1 人
防府市 社会福祉協議会	1 人
防府市 母親クラブ連絡協議会	1 人
防府市 福祉部	1 人